

船舶事故調査報告書

令和2年1月22日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和元年9月4日 09時00分ごろ
発生場所	山形県鶴岡市 ^{かたのりざわ} 堅苔沢漁港西南西方沖 波渡埼灯台から真方位255° 3.6海里付近 (概位 北緯38° 40.3′ 東経139° 33.3′)
事故の概要	漁船 ^{かんえい} 勘栄丸は、西進中、また、プレジャーボート ^{アカツキ} AKATUKIは、漂流中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和元年9月5日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 勘栄丸、4.8トン YM3-5100（漁船登録番号）、個人所有 第211-17921号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート AKATUKI、5トン未満（長さ5.70m） 230-23744山形、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A 右舷船首部外板に擦過傷 B 船外機に破損、左舷船尾部 ^{きお} 竿立てに破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、前部甲板左舷側、操舵室寄りの場所で船尾方を向いて座り、左舷舷側からはえ縄を海中に投入しながら自動操舵により航行した。 船長Aは、投縄中、振り返って見たところ、船首方にB船を認めた が、ふだんプレジャーボート等が操業中の漁船を避けてくれるので、 B船もA船を避けてくれると思い、B船を見ながら同じ針路及び速力で投縄を続けていたところ、B船に移動する気配がなく、危険を感じて機関を中立運転としたが、B船と衝突した。 A船は、モーターホーンを装備していた。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、船外機を中立運転として漂流していた。 船長Bは、操縦席に腰を掛けてうつむいた姿勢で釣り糸のもつれを解き始め、10分間ほど経過した頃、船尾方から機関音が聞こえ、船尾方を見たところ至近に迫るA船に気付いた。 B船は、船長Bが船外機のクラッチレバーを前進に操作しようとし

	たが間に合わず、A船と衝突した。
分析	<p>A船は、投縄しながら航行中、船長Aが、前路で漂泊するB船が操業中のA船を避けてくれると思い、同じ針路及び速力で航行したことから、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、漂泊中、船長Bが、うつむいた姿勢で釣り糸のもつれを解いていて船尾方から接近するA船に気付くのが遅れたことから、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が投縄しながら航行中、B船が漂泊中、船長Aが、B船が操業中のA船を避けてくれると思い、同じ針路及び速力で航行し、また、船長Bがうつむいた姿勢で釣り糸のもつれを解いていて船尾方から接近するA船に気付くのが遅れたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操業中、他船と接近した場合には、すべての船が操業中の漁船の進路を避けてくれると思わず、早期に有効な音響信号により注意喚起を行うとともに、避航措置を講じること。 ・ 漂泊中であっても、自船に接近する他の船舶との衝突を避けられるよう適切な周囲の見張りを行うこと。